三　東京国際空港

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域	対象空港に係る対象施設周辺地域		
		東京都大田区	神奈川県川崎市川崎区	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域
東京都大田区	東京都大田区	東京都大田区	神奈川県川崎市川崎区	
	羽田空港一丁目から三丁目まで及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに殿町一丁目及び殿町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大森東五丁目、大森南二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大森南五丁目、京浜島一丁目から三丁目まで、城南島一丁目から四丁目まで、城南島五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和島一丁目及び昭和島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、羽田二丁目から六丁目まで、羽田旭町、羽田空港一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）並びに東糀谷三丁目から六丁目まで	浮島町、殿町一丁目及び殿町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに殿町三丁目	一　北緯三十五度三十分三十九秒、東経百三十九度四十八分一秒の点 二　北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十九度四十七分三十六秒の点 三　北緯三十五度三十二分二秒、東経百三十九度四十五分五十四秒の点 四　北緯三十五度三十二分三秒、東経百三十九度四十五分五十一秒の点 五　北緯三十五度三十二分三十秒、東経百三十九度四十四分二十八秒の点 六　北緯三十五度三十二分四十二秒、東経百三十九度四十四分二十八秒の点 七　北緯三十五度三十三分四十秒、東経百三十九度四十四分三十七秒の点 八　北緯三十五度三十四分七秒、東経百三十九度四十四分四十二秒の点 九　北緯三十五度三十四分十秒、東経百三十九度四十四分四十六秒の点 十　北緯三十五度三十四分十二秒、東経百三十九度四十四分四十九秒の点 十一　北緯三十五度三十四分二十三秒、東経百三十九度四十五分十八秒の点 十二　北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十九度四十五分二十二秒の点 十三　北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十九度四十五分二十六秒の点 十四　北緯三十五度三十四分二十八秒、東経百三十九度四十五分四十二秒の点 十五　北緯三十五度三十四分三十八秒、東経百三十九度四十五分四十二秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　中部国際空港

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域	対象空港に係る対象施設周辺地域
愛知県常滑市	愛知県常滑市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度四十九分三十一秒、東経百三十六度四十八分二十四秒の点 二　北緯三十四度四十九分五十秒、東経百三十六度四十分四秒の点 三　北緯三十四度五十分十四秒、東経百三十六度四十七分四十六秒の点 四　北緯三十四度五十二分三十七秒、東経百三十六度四十七分十四秒の点 五　北緯三十四度五十三分九秒、東経百三十六度四十七分二十二秒の点